

●香川県告示第125号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和8年6月19日から施行する。

令和8年6月19日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、1人1日当たり<u>370円</u>以内とする。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>7,259,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,480円</u>以内とする。</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>7,089,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,390円</u>以内とする。</p>

- エ 略
- (2) 略
- 3 略
- (1)・(2) 略
- (3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分						6人以上の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
夏季 (4月1日から9月30日まで)	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	5人を超える人数1人につき、 8,800円	を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	5人を超える人数1人につき、 12,700円	を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分						6人以上の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
夏季	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	5人を超	

- エ 略
- (2) 略
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (1)・(2) 略
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。  
なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分						6人以上の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
夏季 (4月1日から9月30日まで)	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	5人を超える人数1人につき、 8,500円	を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	5人を超える人数1人につき、 12,300円	を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分						6人以上の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
夏季	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	5人を超	

(4月1日から9月30日まで)						える人数 1人につき、 <u>3,000円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>11,000円</u>	<u>14,400円</u>	<u>20,500円</u>	<u>24,300円</u>	<u>30,700円</u>	5人を超える人数 1人につき、 <u>4,000円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

(4) 略  
4～6 略  
7 略

(1) 略  
ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり56,400円以内とする。

ウ 略

(2) 略  
ア 略  
イ 略

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 757,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯  
367,000円

(4月1日から9月30日まで)						える人数 1人につき、 <u>2,900円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>10,700円</u>	<u>14,000円</u>	<u>19,900円</u>	<u>23,600円</u>	<u>29,800円</u>	5人を超える人数 1人につき、 <u>3,900円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

(4) 略  
4～6 略

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ 略

(2) 日常生活に必要な最低限度の部分の修理

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯  
358,000円

- ウ 略
- 8 略
- 9 略
- (1)・(2) 略
- (3) 略
- ア 略
- イ 略
- (ア) 小学校児童 1人当たり 5,800円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 6,100円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,600円
- (4) 略
- 10 略
- (1)・(2) 略
- (3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については239,400円以内、12歳未満の者については191,500円以内とする。
- (4) 略
- 11 略
- 12 略
- (1)～(3) 略
- (4) 略
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,800円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり6,100円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ウ 略
- (5) 略
- 13 略
- (1) 略
- (2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他

- ウ 略
- 8 略
- 9 学用品の給与
- (1)・(2) 略
- (3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。
- ア 略
- イ 文房具費及び通学用品費
- (ア) 小学校児童 1人当たり 5,500円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 5,800円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円
- (4) 略
- 10 埋葬
- (1)・(2) 略
- (3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については232,000円以内、12歳未満の者については185,700円以内とする。
- (4) 略
- 11 略
- 12 死体の処理
- (1)～(3) 略
- (4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,900円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ウ 略
- (5) 略
- 13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 略
- (2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他

障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が148,600円以内とする。

(3) 略

14 略

第2 略

1 略

(1) 略

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,200円以内

イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する相談支援専門員 1人1日当たり 16,600円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,900円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 16,300円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,100円以内

カ 大工 1人1日当たり 29,600円以内

キ 左官 1人1日当たり 27,900円以内

ク とび職 1人1日当たり 29,200円以内

(2)・(3) 略

2 略

障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 略

14 略

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第5号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内

イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する相談支援専門員 1人1日当たり 16,100円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,400円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,800円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,500円以内

カ 大工 1人1日当たり 28,700円以内

キ 左官 1人1日当たり 27,100円以内

ク とび職 1人1日当たり 27,000円以内

(2)・(3) 略

2 略